



浜田処理区 負担金について（報告）



令和4年4月14日

浜田市 上下水道部 下水道課



平成 28 年 3 月 29 日

浜田市長 久保田 章市 様

浜田市下水道審議会
会長 小川 敏彦



公共下水道受益者負担金等について（答申）

平成 27 年 5 月 21 日付け水第 21 号で諮問のありました、市街地下水道整備事業の受益者負担金等について、本審議会において 7 回にわたり慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

1 下水道受益者負担金について

受益者負担金については一律の定額方式とし、一般家庭の負担金の額は 10 万円程度とすること。排水人口 100 人以上の事業者に係る負担金の額については、一般家庭の 2 倍とすること。

受益者負担金の賦課の時期は、下水道接続時（公共ます使用開始時）とすること。

2 新規事業（8カ所）における優先順位について

整備については、浜田川右岸側の 3 処理区を優先することし、整備順位は、1 番目・駅前周辺、2 番目・市役所周辺、3 番目・長沢町周辺とすること。あわせて、3 処理区の整備のための処理場用地を早期に確定すること。

3 接続率を向上させるための優遇策について

優遇策については、早期接続が図られる優遇策を設けること。

但し、早期接続の促進が目的のため、利用期限を設けること。

また、集合処理区域外で行っている「浜田市浄化槽設置整備事業」及び、現在整備中である「国府処理区」との公平性を考慮した制度とすること。

平成28年3月29日 下水道審議会答申

下水道受益者負担金について

○一般家庭の負担金額、10万円程度

○排水人口100人以上の事業者の
負担金額、一般家庭の2倍（20万円）



受益者負担金

★他地域とモデルケースにて比較

平成28年6月28日
福祉環境委員会報告

地域名(地区名)		一般家庭 土地面積:60坪 居住人数:4人	事業所 土地面積:200坪 従業員数:12人 (事務所)	アパート 土地面積:100坪 部屋数:8部屋 入居可能人数:16人	宿泊施設 土地面積:4,000坪 宿泊可能人数:120人 従業員数:35人
浜田	国府	140,000円	300,000円	512,000円	840,000円
	美川	150,000円	195,000円	500,000円	310,000円
金城		150,000円	150,000円	500,000円	150,000円
旭※		150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
弥栄		150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
三隅		105,000円	105,000円	105,000円	105,000円
浜田処理区		100,000円	100,000円	100,000円	200,000円

※供用開始3年経過後は200,000円